事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 21 年 5 月 20 日

担当部・課：タンザニア事務所

１．案件名

タンザニア国「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクト」

２．協力概要

（１） プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

タンザニア政府は地方分権化政策のもと、地方自治強化を目的として地方自治体の参加型計画手法である O&OD 手法（Opportunities and Obstacles to Development）を全自治体に導入して来ている。

本支援は、O&OD 手法を通じたコミュニティ開発プロセスを通じて、地方分権化体制の基盤となる、地域住民、地域行政及びこれらを取り巻く地域社会の自治及び自己組織力を強化することを長期的目的として、ステークホルダーの能力強化と行政環境整備のための政策提言をプロジェクト目標として実施するものである。具体的には成果１を通じ、郡のファシリテーター研修制度を将来の全国展開を意図して確立し、実証地域において研修を実施する。研修制度確立の過程で、県以下での O&OD の実施において技術支援機能を果たす国家及び県ファシリテーターを講師として育成する。また成果２を通じ、村レベルの参加型開発（O&OD）の実証活動を通じて有効な地域自治モデルを確立すると共に、成果３を通じ、ボトムアップの計画策定が県レベルでの戦略的開発・予算計画の策定と実行に結びつくよう、県行政の調整機能向上も図る。成果 4 を通じ、実証活動の結果を、有効な地域自治モデルの他地域への展開のための政策提言として取り纏める。

（２） 協力期間

2009 年 9 月～2013 年 2 月（3.5 年間〕

1 年目：郡ファシリテーター研修の開発・実施体制の構築・実施、
実証活動対象州での実施体制構築とベースライン調査と実施体制構築。

2 年目：郡ファシリテーター研修の実施・評価、
実証活動対象州での計画・実施・評価プロセスの実証第 1 年目。

3 年目：郡ファシリテーター研修の実施・評価の継続。
実証活動対象州での開発プロセスの実証第 2 年目。

4 年目(半年間)：実証活動対象州での計画プロセス 3 年目。
有効な O&OD 実施モデルの提案、O&OD を通じた地方自治強化に係る政策提言。

（３） 協力総額（日本側）

3.7 億円

（４） 協力相手先機関

首相府地方自治庁

（５） 国内協力機関

なし

（６） 裨益対象者及び規模、等

【直接的裨益対象者】

研修対象者：全国の O&OD 国家ファシリテーター　約 200 名

成果 3 対象地域（5 県内の全 80 郡）の O&OD 県・郡ファシリテーター約 410 名

（80 郡×5 名、5 県×2 名）

注：国家ファシリテーターとして、州･県の計画担当官やコミュニティ開発担当官が任命される。

県･郡ファシリテーターは県(2 名)や郡(5 名)の職員のうち計画担当局及びセクター部局から構成される。

【間接的裨益対象者】

実証活動対象地域住民：2 州、5 県（Coast 州、Morogoro 州を想定）

成果 2 対象地域は、各県 1 郡の計 5 郡。各郡 2 村の計 10 村。（裨益住民約 3 万人）

３．協力の必要性・位置付け

（１）　現状及び問題点

タンザニア政府は 1996 年から地方分権化政策を進めており、2000 年からは同政策の実行計画にあたる地方行政改革プログラム（Local Government Reform Program：LGRP）を実施している。また、同政策の一環として、2001 年から独自の参加型計画策定手法である O&OD 手法の全自治体への導入を図ってきた。（2009 年 6 月までに全 132 県に導入を完了予定。）

O&OD 手法導入後に明らかとなった様々な課題に対応するため、我が国は、O&OD 手法に係る包括的な改善提言の策定を目的として、2006 年 6 月から 2008 年 3 月まで開発調査「地方自治体参加型計画策定プロセス改善計画」を実施した。同調査では、O&OD 計画策定プロセスの価値を、単なる計画策定ツールではなく、地方自治の強化を促進するためのプロセスと位置付けた。その上で、O&OD を要とした地域社会の自治力強化のために①ステークホルダーの能力開発や②地域社会の自治力強化のための環境整備が重要であることが提言された。

①ステークホルダーの能力開発については、特にコミュニティにおける開発プロセスのファシリテーター機能を担う郡（Ward：県の出先機関）行政官の能力が不十分であることが問題点として挙げられる。このため、郡ファシリテーターに対し現場のニーズに沿った有効な研修の開発と研修実施体制の構築が喫緊の課題となっている。

②地域社会の自治力強化のための環境整備に関する問題点として、特に、コミュニティの社会的準備（受容性・主体性）の強化及び中央政府、地方自治体、住民間の連携強化が不十分であることが確認されている。対応策として、コミュニティ開発計画のオーナーシップは計画の実施を通じた成功経験とそれによる達成感の蓄積により高められるため、まずは優先活動の成功例を作ることにより次の成功に繋がるという好循環を作ることの重要性が提言されている。また同成功経験の過程で、郡ファシリテーターが要となり中央政府、州行政府、地方自治体（県、郡、村）、住民間の連携を図り、具体的な行政環境整備のための政策提言に繋げることが重要であることが提言されている。

開発調査は O&OD 手法の村への導入方法及び計画策定プロセスの改善に重点を置いた政策提言を行うことが目的であった。本案件では、上述の開発調査の結果を踏まえ、一連のコミュニティ開発プロセスの改善を対象としたより包括的な政策提言の策定を試みる。

（２）　相手国政府国家政策上の位置付け

タンザニア政府は地方分権化に係る政策枠組みとして、2009 年から 2013 年の間、地方行政改革プログラム第二フェーズ（LGRP2）を実施予定である。同プログラムにおいて、O&OD 手法による地方自治強化は主要課題「良い統治及び住民参加」を実現するための重要な施策の一つと位置づけられている。具体的な活動として、中央政府と地方自治体の計画及び予算策定プロセスの調和化、地方自治体指導者層の参加型開発計画に係る能力強化、O&OD 手法に基づく市民のエンパワメントが明記されている。本案件の成果はこれら上位施策の実行に貢献するものである。

また、第二次貧困削減戦略（2005 年-2010 年）の最優先課題として、地方分権化の推進による公共サービスのより効率的・効果的な実施が挙げられている。

（３）　我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国の対タンザニア国別援助計画（2008 年から 2010 年まで）において、「行財政管理能力強化」は最重点分野に位置づけられている。本案件は、同支援分野の 3 本柱である地方自治分野、公共財政管理分野、貧困モニタリング分野のうち、地方自治分野の支援に位置付けられる。

４．協力の枠組み

本協力の長期的目的は、O&OD 手法を通じて、地方分権化体制の基盤である地域住民、地域行政及びこれらを取り巻く地域社会の自治及び自己組織力の強化である。本協力フェーズは有効な O&OD モデルの全国的展開を図るための基盤整備として位置付けられ、郡のファシリテーター研修制度を将来の全国展開を意図して確立するとともに、O&OD 手法によるコミュニティ開発の実施プロセス（実証活動）を通じた有効な O&OD 実施モデルの提示と政策提言を行う。

本フェーズ終了後の展開として、有効な O&OD 実施モデルの他地域での普及検証作業と更なる制度改善が必要となることが想定される。

〔主な項目〕

（１）　協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

「コミュニティ、郡、県レベルで O&OD プロセスが有効に機能するための O&OD 実施モデルが実証を通じて開発される。」

【指標】

1）O&OD ファシリテーター研修の国家実施戦略及び研修実施計画が策定される。

2）実証活動の経験に基づき、O&OD 実施モデルと O&OD 改善のための政策提言が提示される。

3）O&OD 実施モデルの有効かつ現実的な普及戦略及び普及計画が策定される。

②　協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

O&OD が参加型地域社会開発プロセスを通じた真の地方自治（Local Autonomy / Local Good

Governance）の確立のためのツールとして有効に機能するための制度改善が、特定対象州での O&OD 実施モデルの検証活動を通じて行われる。

【指標】

1）O&OD 改善のための政策提言が中央省庁、州行政府、地方自治体及び市民社会団体に受け入れられ、導入される。

2）改善された O&OD プロセスを通じて、コミュニティ開発への住民の参加度合いが増加する。

3）コミュニティ開発計画の実現に向けた地方自治体セクター担当部局の理解と支援が増大する。

（2）　成果（アウトプット）と活動

①成果１：郡ファシリテーターの効果的研修制度が確立する。

活動：1-1.研修作業部会（地方自治庁、地方自治研修機関、国家ファシリテーター等により構成）を設立する。

活動：1-2.地方自治体予算サイクルに沿った、研修実施のための予算措置を講じる。

活動：1-3.意思決定者及び研修作業部会に対し、参加型地域社会開発についてオリエンテーションを行う。

活動：1-4.国家・県・郡ファシリテーターの能力に関する現状分析を行う。

活動：1-5. O&OD ファシリテーターに対する研修制度の現状分析を行う。

活動：1-6.現行の研修制度改善のための提言を策定する。

活動：1-7.ファシリテーター向け研修カリキュラム・教材及び村のステークホルダー向けの簡易マニュアルを作成する。

活動：1-8.地方自治研修所（ホンボロ）と協力し、研修実施体制を整備する。

活動：1-9.戦略的なファシリテーター選定基準を策定する。

活動：1-10.研修作業部会が、全国家ファシリテーターに対する講師養成研修（TOT）を実施し、講師としての能力評価を行う。（全 200 名対象、約 8 回の研修を想定。）

活動：1-11.研修作業部会の監督のもと、国家ファシリテーターが、選定された県・郡ファシリテーターに対する研修を行う。（実証活動対象２州の全地方自治体約 10 県を対象とする。）

活動：1-12. 研修作業部会が研修実施結果をレビューし、研修カリキュラムの改善に反映させる。

活動：1-13.県ファシリテーターから郡ファシリテーターに対する支援的行政監督業務（サポーティブ・スーパービジョン）の制度を構築する。

活動：1-14.構築した研修制度の有効性を検証する。

活動：1-15.実証活動の経験と教訓を、研修カリキュラム・教材に反映させる。

【指標】

指標：1-1.実証活動対象 2 州の全県において、県・郡ファシリテーターの研修及び支援的行政監督業務のために必要な予算措置が整う。

指標：1-2.研修カリキュラム・教材が完成する。

指標：1-3.研修運営体制における関係者の役割が明確にされる。（カリキュラム開発、研修提

供、評価・改訂等）

指標：1-4.全国家ファシリテーター（約 200 名）の半数以上が、講師としての能力を備える。

指標：1-5. 実証活動対象 2 州における、県ファシリテーターから郡ファシリテーターに対する四半期支援的行政監督業務の実行度合い及び郡ファシリテーターの満足度。

指標：1-6 年間研修計画が作成される。

②成果２：村の開発プロセスにおけるコミュニティの主体性が強化されるための、有効な O&OD 実施モデルが（選定されたパイロット村において）実証を通じて、開発される。

活動：2-1. 州作業部会を首相府地方自治庁、州行政府、地方自治体、研修作業部会の代表者によって設立する。（成果２及び３のために実証活動対象 2 州で各々形成する。）

活動：2-2. 実証活動の対象県及び郡を選定する。

活動：2-3. 対象県が、持続的な O&OD 活動を行うための予算措置を講じられるよう支援する。

活動：2-4. 県ファシリテーターから郡ファシリテーターに対する支援的行政監督業務の制度を構築し検証する。

活動：2-5. 対象郡内の村においてベースライン調査を行い、郡ファシリテーターと共に対象村を選定し、対象コミュニティの能力開発状況アセスメント枠組み（ツール）を作成する。

活動：2-6. 郡ファシリテーターと共に、対象村におけるステークホルダーの機能分析を行う。（コミュニティ・リソース・パーソン、フォーカスグループ、村議会議員等）

活動：2-7. 村のステークホルダー向けの簡易マニュアルを活用し、対象村の参加型地域社会開発プロセスを促進する。

活動：2-8. 郡ファシリテーターがコミュニティの社会準備プロセスを促進するための支援を行う。

活動：2-9. 郡ファシリテーターと共に、O&OD プロセスにおける各ステークホルダーの役割と機能を明確にする。

活動：2-10. O&OD プロセスにおける村の意思決定プロセスを明確にし、州作業部会が文書化を行う。

活動：2-11. コミュニティが、郡ファシリテーターとコミュニティ・リソース・パーソン（ファシリテーターを担う村住民）のファシリテーションのもと、O&OD 手法に基づく計画策定を行う。

活動：2-12. コミュニティが、郡ファシリテーターとコミュニティ・リソース・パーソンのファシリテーションのもと、コミュニティ開発計画の中で優先順位の高いプロジェクトの計画を策定する。

活動：2-13. コミュニティが、郡ファシリテーターとコミュニティ・リソース・パーソンのファシリテーションのもと、優先順位の高いプロジェクトを実施する。

活動：2-14. 郡ファシリテーター及び地方自治体等のステークホルダーの経験に基づいて簡易マニュアルを改善し、地域特性に合わせて応用する。

活動：2-15. 活動 2-1.から 2-13.までの全プロセスをレビューし、州作業部会が経験と教訓を文書に取り纏める。

活動：2-16 レビュー結果を州行政府、地方自治体等のステークホルダーと共有し、コンサル

テーションを行う。

活動:2-17. 実証活動の教訓に基づき O&OD マニュアルを改訂し、首相府地方自治庁の承認を得る。

活動:2-18. O&OD 実施モデルの実践のために必要な対策を講じ、条件を整備するための政策提言を取り纏める。

【指標】

指標:2-1.実証活動対象 2 州内の対象郡において、郡ファシリテーターが定期的にコミュニティを訪問しファシリテーションを行うことが可能となる。

指標:2-2.対象コミュニティの能力開発状況が以下の観点から検証され、文書に取り纏められる。

1) コミュニティ住民のマインドセット
2) 組織能力(CRP、フォーカスグループ、村議会等の機能)
3) 資源管理能力
4) 郡ファシリテーターを通じた地方行政とコミュニティの連携関係
5) 郡ファシリテーターのマインドセット及び取組み姿勢

指標:2-3. 実証活動の経験に基づき、村レベルでの O&OD 実施モデルと O&OD 改善のための政策提言が提示される。

③成果3:地方自治体のセクター部局が、コミュニティ開発計画を効果的に活用するための O&OD 実施モデルが実証を通じて、開発される。

活動:3-1. 州作業部会が、地方自治体におけるセクター間調整の現状分析を行う。

活動:3-2. 対象県が、郡ファシリテーション・チームの実施体制整備のために必要な対策を講じられるよう支援する。

活動:3-3. 対象県が、持続的な予算措置を講じられるよう支援する。

活動:3-4. 村行政官及びコミュニティ・リソース・パーソンが、コミュニティ開発計画策定プロセスにおいてセクター情報にアクセスし利用できるよう支援する。

活動:3-5. 郡ファシリテーターが、コミュニティ開発計画策定プロセスにおいてセクター政策・基準情報にアクセスできるよう支援する。

活動:3-6. 郡ファシリテーターが、ファシリテーター研修で習得した計画・予算策定スキル及び文書作成スキルを実践で活用できるよう支援する。

活動:3-7. 地方自治体でセクター計画簡易フォーマットを運用する。

活動:3-8. 地方自治体がセクター部局間調整を強化するための支援を行う。

活動:3-9. 活動 3-1.から 3-8.までの全プロセスをレビューし、州作業部会が経験と教訓を文書に取り纏める。

活動:3-10. レビュー結果を州行政府、地方自治体等のステークホルダーと共有し、コンサルテーションを行う。

活動:3-11. 実証活動の教訓に基づき O&OD マニュアルを改訂し、首相府地方自治庁の承認を

得る。

活動:3-12. 成果 3 を通じて開発された O&OD 実施モデルの実践のために必要な対策を講じ、条件を整備するための政策提言を取り纏める。

【指標】

指標:3-1.対象県においてコミュニティ開発計画の利用に関するセクター担当官のマインドセットが変化する。

指標:3-2. 地方自治体計画に含まれる、コミュニティ開発計画に基づいたプロジェクトの数。

指標:3-3. O&OD 実施モデルの実践のために必要な条件(財政的、物理的、制度・組織的、人的能力等)が特定され、文書化される。

指標:3-4. 実証活動の経験に基づいて、コミュニティ開発計画を活用した地方自治体計画策定プロセス・モデル及び政策提言が提示される。

④成果4:O&OD 実施モデルの普及段階のために必要な基本条件(財政的、物理的、制度・組織的、人的能力等)が示される。

活動:4-1. プロジェクトで構築された有効な O&OD 実施モデルの普及戦略を提案する。

活動:4-2. プロジェクトの経験と政策提言を中央政府、州行政府、地方自治体、ドナー、市民社会組織等のステークホルダーと共有する。

【指標】

指標:4-1. 州作業部会によって、州行政府が O&OD 実施モデルを他自治体に普及していくための必要な条件(財政的、物理的、制度・組織的、人的能力等)が特定され、文書化される。

指標:4-2. 実証対象州において、O&OD 実施モデルを州内の他自治体に普及していくために必要な実施体制が整備される。

(3) 投入 (インプット)

①日本側(総額 3.5 億円)

専門家派遣

(総括、地方自治体計画策定/セクター間調整、参加型地域社会開発、研修制度開発 等)

供与機材(車輌、執務室用事務機器等)

研修員受け入れ

その他活動に必要な経費(ファシリテーター研修実施経費のうち、研修開発と国家ファシリテーターの研修に係る費用等。)

②タ国側

カウンターパート人件費、施設・土地手配、その他(県・郡ファシリテーターの研修に係る参加費用はタ国自治体予算による支出を想定。)

(4) 外部要因 (満たされるべき外部条件)

【プロジェクト目標までの外部要因】

特になし。

【成果達成までの外部要因】

- 地方自治体開発交付金システムが継続する。
- コミュニティ・リソース・パーソン（村住民グループ）が持続的に機能する。
- 他セクターの事業がコミュニティ・リソース・パーソンのインセンティブを阻害しない。
- 他セクターの政策が O&OD 手法に反さない。
- 他セクター事業が O&OD 手法と相容れない手法で計画・実施されない。
- 州行政府が地方自治体への支援と州内の経験共有を継続的に実施するための財政基盤、人員体制等が強化される。

５．評価 5 項目による評価結果

（1）妥当性

次の理由により、本案件の妥当性は高い。

- **国家開発政策・開発協調との合致**

上位政策である地方行政改革プログラム第二フェーズ（LGRP2）において、O&OD 手法による地方自治強化は主要課題「良い統治及び住民参加」及びその他主要課題を実現するための重要かつ横断的な施策と位置づけられており、本案件は同政策の実行に貢献するものである。LGRP2 は政府予算及び日本を含むドナー・バスケット資金を実行資金として政府・ドナー合同で運営される。本案件は LGRP2 という開発協調枠組みの中で明確に位置付けられ、協力成果が他ドナーと共有されるとともに、バスケット資金の有効活用にも資するものである。また、同じく政府予算及びバスケット資金（日本含む）を原資とする地方自治体開発交付金は過去 3 年間で倍増しており、地方自治体向けの中期支出枠組みガイドラインでは、開発予算の適正配分、有効活用と透明性向上のために O&OD 手法による計画策定を必須として定めている。政府・ドナー合同の同開発交付金の評価枠組みでも地方自治体における O&OD 計画策定の質が一指標となる予定であり、本案件は開発協調における成果モニタリングに重要な役割を果たすことが期待されている。

- **協力アプローチの妥当性**

O&OD はガバナンスの礎ともなるボトムアップの計画策定の有効化により、地方分権体制を下支えする基盤構造である地域自治の強化と、地域住民と地域行政の協働体制の確立を長期的目的とする極めて重要な施策であり支援の意義は高い。本協力フェーズは、O&OD ステークホルダーの能力開発や行政環境の整備を行う基盤整備段階（第一段階）として位置付けられる。ガバナンスの強化という中長期期的課題に対し戦略的に発展プロセスを重ねていく試みであり、協力アプローチは妥当である。

- **我が国援助政策との整合性・日本の比較優位**

「行財政管理能力強化」は、我が国の対タンザニア国別援助計画における最重点分野に位置づけられ、我が国は地方行政に関わる人材育成を目的とした支援を長年実施している。本案件は同支援や開発調査で培った知見と人的ネットワークを最大限に活かすものである。また各セ

クターで地方分権化支援を実施しており本案件との相乗効果が期待される。また、地方行政改革及び地方自治体の開発に係る財政基盤を支えるためのバスケット型財政支援を実施中であり、本技術協力の成果の活用とインパクトの発現というプログラム的支援と位置付けられる。我が国援助政策との整合性、日本の比較優位性ともに高い。

(2)有効性

本案件は開発調査の結果に基づき、プロジェクト目標達成に向けて、タ国における地方行政分野における中心的課題を的確に捉えたデザインとなっており、有効性が高い見込みである。

ステークホルダーの能力強化について、県行政と村の中間に位置する郡ファシリテーターを最も重要な能力開発の対象と捉えている。第一に、研修教材開発を国家レベルで地方自治研修所が主として担い、全国の国家ファシリテーターを講師として育成することで、全国規模の研修提供に必要なリソースを整備する。第二に、研修実施体制は州行政府及び県行政を含めた実施体制モデルを 2 州での実証結果を踏まえて構築することにより、他州でも展開可能な自立発展的な研修実施体制の整備を可能とする。研修実施体制構築にあたっては、各行政レベル間のチームワークの強化に留意する。同時に、実証活動（成果 2 の対象 10 村）から得られる教訓のフィードバックを継続的に行うことにより、研修を受けたファシリテーターの現場でのパフォーマンス向上及び実践的かつ効果的な研修の開発が可能となる。

行政環境の整備は、O&OD 手法による開発プロセスを支える要素、すなわち資源（財政、技術力等の確保）、規範（村内関係者の力関係の最適化、他セクター政策・制度の調和化）、組織体制（地方自治体、中央・州の機能）を改善するための政策提言を、対象 10 村での実証活動の丁寧な分析結果に基づき導き出す（成果 2）。他方、県レベルの計画策定プロセスの支援は 5 県内の全 80 郡を対象に行い、より一般化が求められる県レベルの制度改善に繋げる。実態に即した政策・制度改善に繋げる試みであり、有効なアプローチと言える。

(3)効率性

次の理由により、本案件の効率性は高いことが期待できる。

- **投入の選択と集中**

研修制度構築（成果 1）、行政環境整備（成果 2、3、4）ともに関係機関から構成される作業部会を形成し、制度化していく計画である。JICA 専門家は、研修教材やマニュアル等の質管理、実施体制の有効性や持続性の検証、実証活動の技術的分析等に注力し、作業部会が JICA 専門家の技術支援を得ながら各活動の運営管理及び技術的成果の取りまとめ作業を行う計画であり、日本側投入を協力効果の高い部分に集中的に投入することができる。

- **支援の調和化**

本案件は、首相府地方自治庁及びドナーが協調しながら行う地方行政改革プログラム第二フェーズ（LGRP2）の運営管理と、調和しながら実施されるものであり、他の援助機関の投入との重複がなく、LGRP2 バスケット資金や地方自治体開発交付金バスケット資金の効果的・効率的な執行に資するものとして期待されている。 先行する開発調査の成果を活かすと共に、他ドナーの類似支援を通じた経験・教訓を活かすことを前提にデザインされている点からも、効率性は高いと考えられる。

（4）インパクト

次の理由により上位目標は達成される見込みである。

- **他地域への展開**

本案件では、全国展開を見込んだ研修実施体制を整備する。また協力期間終了後の他地域での研修は LGRP2 や各地方自治体予算の活用によって継続されることが見込まれる。また本案件終了時に O&OD 実施モデルの普及戦略を策定する計画であり、他地域での O&OD 実施モデルの実践を踏まえたより有効な政策提言が策定されることが期待できる。

- **ガバナンス全体の改善**

O&OD 手法により策定される村開発計画は、県レベルの全セクターの開発計画策定の基礎となるものであり、他セクターの開発事業の改善というインパクトをもたらすことが期待される。

また、住民参加型のコミュニティ開発計画の策定・実施プロセスは、行政の透明性と説明責任の向上に貢献するものであり、ガバナンス全体の改善に対するインパクトが期待できる。特に本案件の実証活動対象地域（5 県内の全 80 郡、裨益住民約 100 万人）でのインパクト発現が期待できる。

- **上位目標の指標に関する分析**

上位目標の指標のうち、1) O&OD 改善のための政策提言の導入の達成状況は、関連する政策文書への反映によって確認する。指標2）コミュニティ開発への住民の参加度合いの増加、指標3）地方自治体セクター担当部局の連携強化とコミュニティ開発計画の活用促進の達成状況の評価方法については、実証対象地域でのサンプル評価を主たる方法とし、まず、本案件実証調査開始 1 年目にベースライン調査を行う。本案件協力期間中に実証活動において 2 年半間の計画・実施・モニタリングサイクルを経験することから、同活動過程の郡ファシリテーター報告書及び県開発計画を基に経年変化を把握し、案件終了後も同様に郡報告書や県開発計画のレビューに基づく指標達成状況の評価を行う。

（5）自立発展性

- **政策・制度面の自立発展性**

タンザニア政府は地方分権化政策を 1996 年以降、一貫して実行しており、また、2013 年までの地方行政改革プログラム第二フェーズの実行を決定済みである。O&OD 手法による更なる地方自治の強化が重要課題として位置付けられており、政策的自立発展性は高い。

- **財政面の自立発展性**

本案件実施に係る日本側予算は、研修開発や実証活動のレビュー、制度整備に集中して充当し、全国での研修実施や O&OD 実施に係る費用は、タンザニア政府予算やバスケット資金から充当することを想定している。また、研修実施体制構築及び O&OD 実施モデルの提示について、財政措置の検討を活動として含めており、財政面の自立発展性の確保を図る予定である。また、コミュニティ開発計画に対する政府の予算配賦には限りがあることを考慮し、コミュニティの参加型開発計画策定プロセスに係るコストが現実的かつ持続的なものとなるよう考慮する。

- **技術面の自立発展性**

本案件では、各ステークホルダーの能力と機能、行政システムの機能、地域社会の受容性等の機能分析を行ったうえで研修開発や実証活動に取り組む。また、実証活動の結果を丁寧に分析す

ることにより、ニーズに合致した現実的な O&OD 実施モデルを提示予定であり、技術面の自立発展性は確保されると予想される。
６．貧困・ジェンダー・環境等への配慮 本案件による貧困・ジェンダー・環境等へのネガティブな影響は想定されないため、配慮事項は特になし。O&OD 手法ではジェンダーや社会階層に配慮した意思決定メカニズムが組み込まれており、本案件でも村の開発に引き続き様々な社会階層の参画を強化するよう取り組んでいく。
７．過去の類似案件からの教訓の活用 開発調査及び他の地方行政分野支援から、地方自治庁の組織能力は他省庁と比較しても弱く、特に部局間連携の強化が効果的な組織内意思決定と事業運営には重要であるという教訓が導き出されており、本案件実施にあたっては特に部局間の連携強化に取り組む。 「タンザニア国モロゴロ州保健行政強化プロジェクト」等の教訓から州行政府の活動基盤(財政、人材、制度)が脆弱であることが明らかとなっており、O&OD 実施体制の構築にあたっては、持続的かつ現実的な実施体制を提案すべく留意する。
８．今後の評価計画 協力終了半年前を目安に、終了時評価を実施する。 協力開始後の評価は、本案件が定める指標の達成状況を活動の一環として継続的に確認していくと共に、タ国政府による LGRP2 の半期レビュー等の評価枠組みを可能な限り活用して行う。 協力終了後 3 年を目処に事後評価を実施する予定。